

十日町市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年3月28日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

令和3年度第4回監査結果報告

- 1 基準に準拠している旨
監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。
- 2 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の対象
 - (1) 対象部署
上下水道局松代事務所、建設課、都市計画課、環境衛生課、選挙管理委員会事務局
 - (2) 対象事務
令和3年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
- 4 監査の着眼点
財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。
- 5 監査の主な実施内容
関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

(2) 実施日程

令和3年12月28日から令和4年2月25日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 上下水道局松代事務所

① 指定事業

「市道犬伏線配水管布設替工事設計業務委託」

「松代地区簡易水道 市道犬伏線配水管布設替工事」

② 意見

- ・簡易水道施設の統廃合については、計画に沿って行っているとの説明であった。当市は多くの簡易水道施設を抱えており、今後も施設の老朽化による修繕の増加が見込まれることから、統廃合を着実に進めていただき、維持管理経費の縮減に努められたい。

(2) 建設課

① 指定事業

「十日町地域道路整備事業（市道山本高山線道路整備事業）」

② 意見

- ・本事業の用地交渉については、一定の方向性は見えたとの説明であった。今後も早期の解決に向け、粛々と交渉を進めていただきたい。
- ・空家解体後の隣接する歩道については、路肩との段差が大きく非常に危険である。現状、柵の設置はされているが、当該路線は通学路でもあることから、十分な安全管理を図られたい。

(3) 都市計画課

① 指定事業

「十日町市大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング）業務」

② 意見

- ・ 本事業は、雪解け後の水位観測が必要との理由から、翌年度に繰越予定であるが、今後は同様の理由での繰越を国は認めないとの説明であった。事業の発注方法について、関係者で協議・検討いただき、適切な時期の発注及び工期設定に努められたい。

(4) 環境衛生課

① 指定事業

「ごみ集積庫設置補助金」

② 意見

- ・ 本事業の補助金要綱については、現状と要綱の内容を精査の上、見直しを行われたい。また、高齢化や地域コミュニティの弱体化など、将来を見据えた補助内容についても今後検討いただきたい。

(5) 選挙管理委員会事務局

① 指定事業

「十日町市長選挙ポスター掲示板設置管理撤去等業務委託」

「十日町市議会議員一般選挙ポスター掲示板設置管理撤去等業務委託」

② 意見

- ・ 仕様書について、個人情報保護などの基本的な事項を明記いただきたい。
- ・ 本事業は、選挙が年度当初に執行されるとの理由から、通常は一件の契約で行っている業務を2か年度に分けて契約し執行している。しかし、業務の履行に複数年度を要する場合は、債務負担行為の設定が望ましいと考える。今後、同様の業務執行に当たっては、契約担当部署と協議の上、契約事務を行っていただきたい。